

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件(第1事件)

原告 ○○○○外118名

被告 西東京市

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件(第2事件)

原告 ○○○○外4名

被告 西東京市

## 準備書面(12)

平成18年9月29日

東京地方裁判所 民事第7部 合B通係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 清 水 勉

弁護士 増 田 利 昭

弁護士 鈴 木 雅 人

弁護士 佐 渡 島 啓

弁護士 富 田 千 鶴

弁護士 関 口 正 人

弁護士 結 城 大 輔

## 第1 原告らの主張

被告準備書面（9）に対する反論は以下のとおりである。

### 1 自治事務について

地方自治法2条16項が「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定していることは、被告の指摘するとおりである。また、市町村が自治事務として住民基本台帳事務を処理する義務を負っていることも、被告の指摘するとおりである。

住基法が改正され住基ネットが法制化され施行されるまでの間、被告は住基法に基づいて住基事務を処理してきており、原告らはそのことについては何ら問題とするところではない。

原告らが問題にしているのは、原告ら住民にとっても、住基ネットを管理運用しなければならない被告にとっても、全くないしほとんど利益がなく、原告らも被告も制度化を望んでいない住基ネットの運用を国に強いられていることである。

住基事務が市町村及び住民にとって必要であることと、その運用をどのように行うかということとは別問題である。住基事務一般と住基ネットを一律に論じることは暴論である。

### 2 地方財政の原則

地方自治法2条16項の「法令」には地方財政法も含まれる。地方財政法は地方自治体の管理運用に関する基本法である。

地方財政法2条1項は「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。」と規定している。地方自治体にとって何よりも重要なことは、財政の健全な運営である。「いやしくも国の政策に反し」とは、どのような国政であっても国の政策であっても絶対に従わなければならないという意味ではない。地方自治法が「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねるこ

とを基本として、…地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」

(1条の2第2項)、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようしなければならない。」(2条12項前段)などの規定を前提とするならば、自治事務である住基事務に関しては市町村の実情を無視して必要のない制度を一方向的に押し付けることは、地方自治法違反である。したがって、ここにいう「国の施策」は、地方自治体の財政の健全な運営に反しないことが当然の前提となる。

また、同条2項は「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」と規定している。住基ネットは、個々の地方自治体の実情をまったく無視した、地方自治体の自律性を損なっている制度である。住基ネットにより効率化されていると、一応言われているものに国の年金制度の運用があるが、これは国の行政事務であって市町村の事務ではない。全国の市町村において住基ネットの導入により費用対効果がプラスになったと評価できるところはひとつもない。これはまさに国が本来負担すべきものを、地方自治体に転嫁しているという関係である。

このような財政原則が国においても地方自治体においても守られないから、常識ある私企業経営では考えられないような膨大な無駄な公共事業が平然と行なわれ、夕張市や大阪市などのみるように、救いようのない経営破たんに向かうのである。

### 3 費用対効果

被告は、「(3) 費用対効果について」において、住基カードの発行枚数がわずかずつ伸びている、と主張しているが、この点を費用対効果のバランスが取れている、あるいは確実にバランス状態が実現できる目処がたっているという意味で主張する

のであれば、まず、住基ネットの導入以来これまでに被告が住基ネットにかけてきた費用の総額がどれだけになるのか。住基ネット関連機器を導入して5年が経過したことによりこれら機器の更新時期が来ているが、どれだけの費用を投下するのか。第一次稼働開始から4年が経過しているが、被告の行政事務がどれだけ効率化されたのか。住民サービスがどれほど充実したのか、などが明らかにされなければならない。しかるにこれらの点が具体的に明らかにされていない。この程度の伸びでは累積赤字は増えるばかりになっているはずである。また、住基カードの発行枚数は、すなわち取得人数というものではない。なくした人が再発行を受けている場合が相当数あるはずである。この人数を差し引く必要がある。

被告における住基人口に対する住基カード取得者人数はごくわずかでしかなく、費用対効果のバランスも全く無視された状態になっている。

#### 4 情報セキュリティ対策会議

セキュリティ対策の無策という原告らの批判に対する被告の反論はおよそ反論になっていない。原告らが問題にしているのは、実効性のあるセキュリティ対策が実行されているかということである。

被告は、情報セキュリティ対策会議や定期的な内部監査が行われていると主張するが、どのような会議、どのような内部監査が行われているのかを明らかにしないことには、何の説明もないのと同じである。

## 第2 求釈明

- 1 被告は、「(3) 費用対効果」において住基カードの発行枚数を指摘しているが、これはこのような発行枚数が費用対効果のバランスが達成されていることを裏付けているという意味なのか。そうだとすれば、その理由を具体的に明らかにされたい。そうでないとすれば、どのような意味で指摘しているのかを具体的に明らかにされたい。

- 2 被告において実施している情報セキュリティ対策会議の内容を具体的に明らかにされたい。
- 3 被告において実施している定期的な内部監査の内容を具体的に明らかにされたい。

以上